

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

障害者への虐待と差別を解決する 社会体制の構築に関する研究

平成25-27年度 総合研究報告書

研究代表者 堀口 寿広
平成28(2016)年3月



厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究
平成 25-27 年度 総合研究報告書

研究代表者 堀口 寿広

平成 28(2016)年 3 月

目次

. 総合研究報告書.....	1
. 研究成果の刊行に関する一覧表.....	41

. 総合研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業
（身体・知的等障害分野）））
総合研究報告書

障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

研究代表者 堀口寿広 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
室長

研究分担者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 常務理事 /
特定非営利活動法人千葉県視覚障害者協会 副理事長
佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授

研究要旨：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行状況を確認し今後の課題を検討するために活用できる資料の作成を目指して研究を行った。法に規定された相談窓口を対象とした調査から、多くの市町村では予算措置を講じず職員が他の業務と兼務して事案の対応に当たっており、法以外の事案について他機関との連携が十分に実施されていないことがわかった。同法に規定される保育所等、学校、医療機関における間接的防止措置とおよび合理的配慮の実施状況の調査からは、一部の担当者が児童虐待と混同していることがわかった。職員の資質を向上するために、職員のどのような行為が虐待に当たるのか、保育所等や学校については、事案を地域で集積して関係者で検討する仕組みが必要と考えた。公的な医療機関には、地域のネットワークへの参加や分離保護への協力など、さらなる努力が期待される。さらに、虐待事案の対応にかかった人的資源を分析したところ、虐待の種類と事案の解決までに要する時間との間に関連を認めた。地域人口に占める障害者率には地域差があるが被虐待障害者の発生率には差を認めなかったことから、市町村は予測される発生件数に応じた体制を準備しつつ、発生予防に取り組む必要がある。障害者への虐待と差別を解決する社会体制を構築するためには、今声を上げていなくても虐待や差別を受け救済を求めている地域住民が必ずそこにいるはずだという認識を関係者が共有して、窓口で虐待や差別に該当しない事案と考えられたとしても他機関と情報交換をし問題の解決まで責任を以て伴走すること、関係者は一定の様式で対応を記録し実施した対応を客観的に評価することが必要である。

A. 研究目的

本研究課題では「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法と略記する）に関して、同法の施行状況を確認し今後の課題を検討するために活用できる資料の作成を目指してつぎの研究を行った。

研究1. 都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止センターによる機関連携の調査

法に規定された相談窓口である都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止セ

ンターに法以外の事案がどの程度寄せられているのか、また、法以外の事案に対応するには現行のセンターの機能に対しどのような対策を講じることが最も適当であるか検討する目的で、センターが受け付けた相談事案のうち虐待の判断に至らなかった事案や、法の範囲外とされた事案の件数と実施した機関連携の内容を調査した。

研究 2 . 国公立病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

法第 31 条は医療機関の管理者に対して、つぎの間接的な防止措置の実施を求めている。

職員へ障害・障害者についての研修の実施及び普及啓発、
障害者（である患者）からの虐待に関する相談体制の整備、
障害者への虐待に対処するための措置を講ずること

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称、障害者差別解消法）」は、独立行政法人を行政機関に含め合理的配慮の提供を義務としている。

したがって、公的な医療機関には、間接的防止措置および合理的配慮について範を示すことが求められる。

そこで、障害のある患者への医療サービスの向上を目的として、国立病院をはじめとする公的な医療機関を対象に間接的防止措置と合理的配慮の実施状況を調査した。

また、平成 25 年度に実施した市町村虐待防止センターを対象とした聞き取り調査では、被虐待障害者を分離保護するための施設を確保することが担当者の課題となっていた。

そこで、公的な医療機関を被虐待障害者の分離保護のために活用できるか被虐待児童の委託保護の経験を踏まえた検討を行った。

研究 3 . 精神科病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

厚生労働省の報告によると養護者虐待事案のうち、精神障害は知的障害に次いで二番目に多い。精神科病院の職員には、養護者虐待についてより高い問題意識が求められている。

そこで、研究 2 に関連して、公益社団法人日本精神科病院協会の会員病院を対象として間接的防止措置と合理的配慮の実施状況を調査した。

研究 4 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

法第 30 条は、「保育所等に通う障害者」に関し、保育所等の長に対してつぎの間接的防止措置の実施を求めている。

職員等に対する障害および障害者に関する研修の実施、普及啓発、
保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講じること

そこで、市町村の保育所等所管課を対象に、管内の施設における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について情報を収集した。

研究 5 . 保育所等における障害者虐待事案の調査

全国保育協議会の調査¹⁾では、手帳を所持する児童が在籍している施設は回答の42.0%を占め、施設当たりの数は平均1.5人であった。現状で障害児は保育所等に一定数に在籍していることが示されている。

そこで、「保育所等に通う障害者に対する虐待」について、虐待を暴力、暴言、いじめ、無視等の行為と定義し、その実情を調査することとした。

調査ではまず、保護者からの苦情があった事案全般について尋ね、その中で障害児が職員から虐待されたという苦情の事案について尋ねることとした。

ところが、市町村所管課を対象とした研究4の平成26年度の調査では、当該事案について十分な数を収集できなかった。前出の全国保育協議会の調査によると、全体の73.6%の保育所は苦情を所内で解決したという一方で、運営適正化委員会に申し立てをしたものは0.2%に過ぎなかった。事案が発生したとしても情報が施設外からは把握されにくいことが明らかになっている。

研究4で意見を求めた日本保育保健協議会は、保育所等の嘱託医(園医)を務める小児科医が中心となった団体である。「保育所保育指針」にある嘱託医の役割について同会では、健康診断や健康管理指導に加えて「その他」の役割として虐待防止と心の問題をあげている。

そこで、研究4にて市町村所管課を対象に平成26年度分の情報を収集する調査を行うとともに、併せて同会の会員が関与した事案について経験を調査した。

研究6. 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

法第29条は、「就学する障害者」に関し学

校の長につきの間接的防止措置の実施を求めている。

教職員に対する障害および障害者に関する研修の実施、普及啓発、
就学する障害者(児童・生徒・学生)に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講じること

また、文部科学省は、通知「法律の施行に向けた適切な対応の徹底について」(平成23年6月24日 23初特支第7号 生涯学習政策局生涯学習推進課長ほか連名)等を出している。

ここで、教員による虐待という概念は学問的に確立されておらず定義が明確ではないという指摘²⁾がある。

法における虐待の定義と既存の概念を整理すると、体罰は身体的虐待に含まれ、特定の児童生徒に対する無視や暴言などのいじめは心理的虐待に含まれると考える。学校における体罰について、文部科学省の公表した「体罰の実態把握について(第2次報告)平成25年8月9日付」によると、平成24年度の体罰の状況は、学校数に対する発生率としては、学校全体では10.83%のところ特別支援学校では3.59%と最も少なかった。発生件数についても同様に教員数における発生率としてみると、全体は0.62%のところ特別支援学校は0.06%と最も少なかった。一方で、体罰を受けた児童生徒数についてみると、学校全体では14,208人と全児童生徒数の0.10%であるのに対して、特別支援学校は85人であり、発生率0.07%は、高等学校・中学校の0.16%に次いで多かった。

そこで、特別支援学校を対象とし間接的防

止措置および合理的配慮の実施状況を調査した。

また、研究5につづけて、児童等の保護者から「教職員から虐待を受けた」という苦情事案の経験について尋ねた。

研究7. 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源の調査

障害者虐待事案には、虐待の種類（虐待の起きた場所）、類型（身体的虐待等）、被虐待障害者の障害種別といった特性があり対応の流れが異なる。

虐待事案の特性の組み合わせによって必要とする対応に差が生じると仮定し、その量を予測する計算式を得られるならば、自治体は必要な体制を準備することが可能になると考えた。

そこで、児童虐待事案に対する業務分析³⁾の方法を参考に、障害者虐待事案の特性による差を見出すことを目的として、実際に投入された専門職員の活動について時間と人件費に換算した。

B. 方法

1. 対象と方法

研究1. 都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止センターによる機関連携の調査

対象は、全国の地方公共団体（都道府県および市区町村）とした。

調査は2回実施した。調査項目として、基本情報として団体名、地域人口、障害者数、センターの業務形態、人員配置、予算についてたずねた。つぎにセンターで各年度内に受け付けた相談件数、そのうち虐待があると判断された事例数、および、虐待の類型別、障

害種別ごとの件数をたずねた。

法以外の事案については実施した機関連携を尋ねた。連携先ごとに次の7つの行動を選択肢として設けた1年間に一度でも実施したことがあればを付けて回答するように依頼した。

相談者に対してセンターとしての判断の結果を報告し、

適切と考えられる窓口を紹介し、

紹介した先の相談窓口と情報の交換を行い、

連携先機関とケース会議を持ち、

判断の結果について連携先に確認するだけでなく、

相談者から問題の解決を確認した

調査の対象は行政機関である。収集する事案件数は集計された数値であり個人を識別できる情報は含まない。疫学研究の倫理指針にそって、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。（承認番号：A2013-085）

研究2. 国公立病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

平成25年度の対象は、旧高度医療センター6法人8施設、国立病院機構143病院、労働者健康福祉機構労災病院32病院34施設、地方独立行政法人による48病院を含む、合計233施設とした。

平成26年度の対象は、ハンセン病療養所13施設、国立大学法人病院48病院、公立大学法人8大学、都道府県立病院216施設、市町村立病院673施設を新たに加えて、合計1,186施設とした。

調査項目は、施設名を記名し、標榜する診療科、病床数、平均外来患者数、間接的防止

措置の実施状況を尋ね、差別解消に関わる取り組みとしては障害者雇用率と合理的な配慮の実施の状況をたずねた。

平成 27 年度には、児童虐待事案について、児童福祉法第 33 条を根拠として委託保護（一時保護）を実施した医療機関を訪問し、障害者虐待事案の分離保護において医療施設を活用することの実施可能性（図 1）について意見を求めた。

また、医療機関が実施できる合理的配慮のガイドラインとして、報告書の執筆者に改稿を求めるとともに項目の追加を行った（別冊）。

平成 25 年および 26 年の調査の対象は独立行政法人等の法人であり、質問の内容は事業の内容に関するものである。個人情報収集しなかった。また、各医療機関の取り組みをまとめた報告書の掲載については、内容の開示について項目ごとに可否を選択できるようにした。疫学研究の倫理指針にそって、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。（承認番号：A2013-089）

研究 3 . 精神科病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

対象は、公益社団法人日本精神科病院協会の会員病院 1,208 施設すべてとした。

回答は無記名とし、施設の基本情報については、所在地の都道府県名と病床数を尋ねた。

間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての質問は研究 2 のものを用いた。

調査の対象は医療法人等が実施するサービスの内容に関するものである。個人情報は収集しなかった。疫学研究の倫理指針にそって、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。

（承認番号：A2014-091）

研究 4 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

対象は、全国の市区町村の保育所業務所管課とした。

基本情報として団体名、地域人口、管内の保育施設数、保育を受けている児童数をたずねた。

つづいて、間接的防止措置および合理的配慮について、管内の施設のうち、実施を把握している施設数を尋ねた。なお、所管課として集計し把握している場合に回答することを求めた。

さらに、児童の保護者より、保育施設の職員から虐待を受けたという苦情のあった事案の件数を尋ねた。事案の要因や実施した対応の経過について分類集計をしている場合は、それぞれ該当する事例の件数を尋ねた。

調査は 2 回実施し、初回の調査では平成 24 年度の後期半年間（10 月 1 日～翌 3 月 31 日）および平成 25 年度の 1 年間について、2 回目の調査では平成 26 年度について実績を尋ねた。

また、二次調査として聞き取りを行うこととした。

回答のうち地域人口と保育児童数を地域特性を表す指標とした。それぞれの中央値を用いて 4 分割し、人口が多く児童数も多い A 群、人口は多いが児童数は少ない B 群、人口は少ないが児童数が多い C 群、人口が少なく児童数も少ない D 群とした。間接的防止措置ならびに合理的配慮の各々について実施施設数の管内施設に占める割合（実施率）、相談事案の経験の有無、件数を群間で比較した。

調査の対象は行政機関であり、収集する事案の件数は集計された数値である。個人や保

育施設等を識別できる情報は含まない。疫学研究の倫理指針にそって、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。平成 27 年度の調査については国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の再審査を受け承認を得て実施した。(承認番号:A2014-076)

研究 5 . 保育所等における障害者虐待事案への対応に関する調査

対象は一般社団法人日本保育保健協議会の個人会員全員 1,607 人とした。

回答は無記名とし、回答者の基本情報として職種、勤務地域、保育所等の施設区分をたずねた。

つづけて保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情の事案について、関知しているものの有無をたずね、有る場合には年度ごとの件数をたずねた。さらに、そのうち最も印象の強かった 1 例について、事案の概要と実施した対応について、児の障害を含めた要因、どのような行動をとったか、結果がどうなったか回答してもらった。

本研究は職務上知り得た秘密の保持の義務を負う回答者において、事案を特定し得る個人情報削除して回答を作成した。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にそって、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。(承認番号:A2015-071)

研究 6 . 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

全国の国公私立の特別支援学校について分校等を含め 1,077 校を対象とした。

回答は無記名とし、調査項目は、基本情報として都道府県名、学校の区分(障害の種別

と学部)、在籍する幼児・児童・生徒数をたずねた。

つづいて、間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について尋ねた。

さらに、児童等の保護者から、「職員から虐待を受けた」という苦情の事案の件数を尋ねた。事案の要因や実施した対応の経過について分類集計をしている場合は、それぞれ該当する事例の件数を尋ねた。

また、二次調査として聞き取りを行うこととした。

本研究では職務上知り得た秘密の保持の義務を負う回答者において個人情報削除されている。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にそって、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。(承認番号:A2015-072)

研究 7 . 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源の調査

平成 25 年度に都道府県 3 団体、市町村 10 団体(うち政令市 3 を含む)、市町村から虐待防止センターの業務委託を受けた事業者として千葉県中核地域生活支援センター 2 施設の合計 15 団体・施設に調査票への記入を依頼した。

虐待の種類別に、各事案について、投入された人的資源の量を表す数値として次の 6 つを計算した。

事案としての受理から解決までにかかった日数

介入した回数

介入にかかった時間の合計

介入した専門職の延べ人数

延べ時間×延べ人数の合計(×)

延べ費用の合計(について各職種の介

入を時給に換算したもの)

このうち の人件費は、担当した専門職員について、専門資格ないしは職名を基準として公表資料から基本給をもとに時間給を算出し(表 1)、当該事案の対応に従事した時間数を乗じた。訪問や会議等、複数の職種の職員が対応に従事した場合は、記録に記載されている職名と人数とに応じて合算した。事案の報告された地域、担当者の号俸等によらず一律の額を適用した。

なお、夜間に対応が行われた事案については、平日 17 時 15 分から翌朝 8 時 30 分の間、および、平日以外に実施された対応については、一律に、金額に 1.5 を掛けて重みづけを行った。

虐待の種類ごとに、虐待の種類を独立変数とし、 と をそれぞれ従属変数として、予測が可能であるか数量化 類で解析を行った。

調査の対象は行政機関等であり、収集する個別事案の内容は、個人情報を含まない形で相談記録の原本から転記されたものである。疫学研究の倫理指針にそって、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施した。(承認番号：A2013-073)

C. 研究結果

研究 1. 都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止センターによる機関連携の調査

1) 都道府県権利擁護センターの状況

【回答団体について】

平成 25 年度の調査には 33 団体(回答回収率：70.21%)から、平成 26 年度の調査には 15 団体(回答回収率：31.91%)から回答があった。

【人員について】

センター業務を担当する人員は、平成 24 年度(10 月 1 日～年度末)の実績は、1～5 人が 23 団体(69.70%)、～10 人が 7 団体(21.21%)であった。

平成 25 年度の実績は、1～5 人が 10 団体(66.67%)、～10 人が 4 団体(26.67%)であった。

平成 26 年度の見込みは 1～5 人が 10 団体(66.67%)、～10 人が 3 団体(20.00%)であった。平成 25 年度に比べて 26 年度に人員の増減のない団体は 13 団体であった。

【予算について】

平成 24 年度の決算額は、1 千万円以下が 20 団体(60.61%)であった。

平成 25 年度の決算額(ないし最新の値)は、1 千万円以下が 9 団体(60.00%)、100 万円以下が 1 団体(6.67%)、10 万円以下が 2 団体(13.33%)、0 円(予算配分なし)は 3 団体(20.00%)であった。

平成 26 年度の予算額は、1 千万円以下が 10 団体(66.67%)、10 万円以下が 2 団体、0 円は 3 団体であった。

平成 26 年度に予算額の増減がないとした回答は 5 団体で、減額の予定とした回答は 1 団体であった。

【相談件数について】

平成 24 年度分について相談件数は合算して 702 件、平均 21.27(20.48)件であった。

平成 25 年度分の件数は、15 団体の回答を合算して 556 件、平均 37.07(37.04)件、相談者数は 309 人で、平均 25.75(15.86)人であった。

相談のうち障害者虐待があると判断されたのは合計 75 件、平均 5.36 件で、被虐待者は合計 96 人、平均 8.00 人であった。

虐待があると判断された事案の種類別の内訳は、養護者虐待が合計 28 件、施設虐待が合計 48 件、使用者によるものが合計 52 件であった。

【法以外の事例について】

平成 24 年度にセンターが対応した法以外の事案として、合算した 172 件の内訳は、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」が 49 件（28.49%）、「施設虐待の判断に至らなかった事案」が 32 件（19.00%）であった。

「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」については、22 の団体（66.67%）で経験したことがあり、件数の平均は回答全体でみると 1.52 件で、相談件数全体に占める割合の平均は 7.12%、事案を経験した団体に限ってみると 1 団体あたり平均 2.27 件がそのような事例であった。

平成 25 年度に法以外の事案に対応したという回答は 7 団体あり、合算した 110 件の内訳は、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」が 22 件（20.00%）、「施設虐待の判断に至らなかった事案」と「使用者虐待のうち事実確認を行っていない事案」がそれぞれ 16 件（14.55%）であった。

「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」は、8 団体（53.33%）で経験しており、平均件数は 2.75 件で、センターに寄せられた全ての相談件数に対する比率は 18.81%であった。

【連携による対応の状況について】

選択肢に全て がついたものと、そこから一つ足りないものを計数した。平成 25 年度の調査では、全て がついたものはなく、一つ足りない連携をとった団体は 2 種類の事案で合計 3 団体あった。

平成 25 年度の実績では が一つ足りない連携は 2 種類の事案でそれぞれ 1 団体あった。

【マニュアルの整備状況について】

平成 24 年度の実績としては「既存のマニュアルと個別ケース会議の併用」が 9 団体（27.27%）と最も多かった。

平成 25 年度の実績としては「既存のものを使用」が 5 団体（33.33%）と最も多かった。

2) 市町村虐待防止センターの状況

【回答団体について】

平成 24 年度の実績については 708 団体から回答があった（回答回収率：40.64%）。内訳は、政令市 6、中核市 29、その他の市 364（市として合計 399 団体）、特別区 13、町 246、村 50 であった。

センターの実施形態は直営のみ 558 団体（78.81%）、直営と委託の両方が 81 団体（11.44%）、委託のみが 51 団体（7.20%）、無回答、その他が 18 団体（2.54%）であった。

平成 25 年度の実績については 456 団体から回答があった（回答回収率：26.18%）。内訳は、市（政令市 3 市を含む）263 団体（回答団体数の 57.68%）、特別区 5（1.10%）、町 156（34.21%）、村 32（7.02%）であった。昨年度の調査と比べて回答数は減少しているが標本の構成比としては同様の比率であった。

地域人口に占める障害者率の平均は 6.18（0.04）%であった。障害者率の地理的な分布を図 2 に、虐待を受けた障害者の比率を図 3 に示した。

【人員について】

センターの人員は、平成 24 年度（10 月 1 日～年度末）の実績は、1～5 人が 430 団体（60.73%）、～10 人が 153 団体（21.61%）であった。157 団体で担当課職員等による兼

任を行っているとの回答があった。

平成 25 年度の実績（4 月 1 日～年度末）は平均 4.93 人で、5～10 人が 348 団体（76.32%）、1～5 人が 46 団体（10.09%）であった。

平成 26 年度の見込みは平均 5.04 人で、5～10 人が 345 団体（75.66%）、0 人が 67 団体（14.69%）であった。

平成 26 年度の見込みとして前年度比で維持されるという回答は 372 団体で、減員が予定されているという回答は 28 団体であった。人員の内訳としては兼任の職員が多く、相談員は平均 2.74 人、事務担当職員は 2.47 人であった。

【予算について】

平成 24 年度は、0 円（予算なし）が 427 団体（60.31%）であった。

25 年度（図 6）は、0 円（予算なし）が 204 団体（44.74%）、26 年度の見込みが 0 円（予算なし）は 201 団体（44.08%）であった。

平成 26 年度の見込みとして前年度比で維持されるという回答は 237 団体で、減額が予定されているという回答は 62 団体あった。

【相談件数について】

相談件数は合算して 9,497 件、平均 15.32（132.45）件であった。相談件数「0 件」が 258 団体、無回答が 88 団体で、回答全体の 48.87%であった。

平成 25 年度の件数は全ての回答を合算して 2,892 件、平均 6.47（18.45）件であった。相談件数「0 件」が 156 団体、無回答が 9 団体で、回答全体の 36.18%あった。相談者の人数は合計 2,303 人、平均 5.76 人であった。

相談のうち障害者虐待があると判断されたのは合計 858 件、平均 2.05 件で、被虐待者は合計 730 人、平均 1.89 人であった。

虐待があると判断された事案の種類別の

内訳は、養護者虐待が合計 691 件、施設虐待が合計 107 件、使用者によるものが合計 42 件であった。

地域の障害者数に占める被虐待障害者の数を、地理的な分布として図 3 に示した。

【法以外の事案について】

センターの対象外の事案として、合算した 887 件の内訳は、「養護者虐待の判断に至らなかった事案」が 411 件（46.34%）、「施設虐待の判断に至らなかった事案」が 146 件（16.46%）であった。「養護者虐待の判断に至らなかった事案」については、169 の団体（23.87%）で事案を経験したことがあった。

平成 25 年の実績として、法以外の事案にセンターで相談対応を実施しているという回答は 178 団体であり、その 178 団体の回答を合算した 1,049 件の内訳は、「養護者虐待の判断に至らなかった事案」が 509 件（48.52%）、「施設虐待の判断に至らなかった事案」が 198 件（18.88%）であった。

「養護者虐待の判断に至らなかった事案」は、130 の団体（28.51%）で経験しており、平均件数は 3.89 件で、センターに寄せられた全ての相談件数に対する比率は 44.64%であった。

【連携による対応の状況について】

実施した連携について、すべて のついた対応、そこから一つ足りなかった対応で計数したところ、最も件数の多かった「養護者虐待の判断に至らなかった事案」に関しては、平成 24 年度年度の実績では事案を経験した 169 団体のうち 21 団体ですべて がつく対応、22 団体で が一つ足りない対応をしていた。

平成 25 年度の実績では、9 団体ですべて がつく対応、15 団体で が一つ足りない対応を実施していた。

【マニュアルの整備状況について】

相談マニュアルの導入の状況（複数回答）は、平成 24 年の実績としては「個別にケース会議で検討」が 191 団体（26.98%）であった。

平成 25 年度の実績としては、「個別にケース会議で検討」が 107 団体（23.46%）であった。

研究 2 . 国公立病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

平成 25 年度の調査（以下、国立病院と略記）には 40 施設から回答があった。（回答回収率：17.17%）

平成 26 年度の調査（以下、自治体病院と略記）には大学病院 16 施設、精神医療センター 8 施設を含む、合計 221 施設から回答があった（回答回収率：18.62%）

【病院の規模等について】

病床数は、国立病院は平均 363.25（±157.32）床であった。

自治体病院は、500 床以上が 27 施設、400 床以上が 16 施設、300 床以上が 19 施設、200 床以上が 21 施設、100 床以上が 44 施設、100 床未満が 93 施設であった。100 床未満の施設のうち、20 床未満の有床施設は 19 施設、無床施設は 26 施設であった。

【障害者雇用について】

国立病院の障害者雇用率は中央値で 2.12% であった。

また、自治体病院の障害者雇用率は中央値 0.30% であった。自治体病院のうち法定雇用率（2.3%）を達成していた施設は 30（13.57%）であった。ただし、施設数 30 は、市町村等の団体全体ないし部局全体で達成しているとの回答を除いた数値である。

【間接的防止措置について】

国立病院と自治体病院の実施状況を比較したグラフ（図 4）を示す。国立病院では、研修への職員の参加は 21 施設（52.50%）、職員を対象とした研修は 12 施設（30.00%）、虐待対応マニュアル等の作成は 7 施設（17.50%）で実施していた。一時保護への協力は 4 施設（10.00%）で実施していた。

自治体病院では自治体研修へ参加した施設は 18（8.14%）、職員へ研修を実施した施設は 21（9.50%）、虐待対応のマニュアルを作成していた施設は 36（16.29%）であった。

【実施している合理的配慮について】

最も多かったのは書類の読み上げで、国立病院の 26 施設（65.00%）、自治体病院の 126 施設（57.01%）が実施していた（図 5）

【医療施設での委託保護について】

担当者として虐待対応コーディネーターが設けられ、ガイドラインを作成して研修を実施し、現在全国で 8 箇所を実施されているとの情報を得た。障害者虐待について、被虐待障害者を医療施設で分離保護する場合の課題について意見を得た。

医療機関で実施できる合理的配慮に関しては、改訂しホームページで公開した。

研究 3 . 精神科病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

【回答施設について】

290 施設から回答があった（回答回収率：24.15%）。全ての都道府県より回答を得た。

【病院の規模等について】

総病床数は、500 床以上が 11 施設、400 床以上が 29 施設、300 床以上が 49 施設、

200 床以上が 90 施設、100 床以上が 101 施設、100 床未満が 9 施設であった。(表 2)

回答施設の構成は、全国の分布(下段)と比べて同等であった。

【間接的防止措置について】

地方公共団体等の虐待防止研修へ参加した施設は 77 (26.55%)、職員へ研修を実施した施設は 74 (25.52%) であった(図 6)。

虐待対応のマニュアルを作成していた施設は 31 (10.69%) であった。

相談窓口の周知について、職員に対して「実施している」と回答した 44 施設のうち、最も多かったのは「その他」の 22 施設(実施施設数の 50.00%) であった。

【障害者虐待防止のネットワークについて】

院内ネットワークの構築は 44 施設(15.17%) で実施していた。

障害者虐待防止のための地域ネットワークへの参加は 69 施設(23.79%) で実施していた。

【合理的な配慮について】

最も多かったのは書類の読み上げで 150 施設(51.72%) において実施していた。次いで多かったのは筆談用ノートの用意であり、127 施設(43.79%) において実施し、視覚障害者向けの日常生活の援助は 123 施設(42.41%) において実施していた。(図 7)

経済的虐待についての情報提供があったことを踏まえて、医療機関で気づくことのできる障害者虐待の例を例示したちらし(資料 1) を制作し、回答の集計結果の概要報告に同封して発送した。

研究 4 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

1.平成 26 年度分の調査(1 回目の調査)

【回答数等について】

調査用紙を 1,742 通発送し、490 団体から回答があった。(回答回収率:28.13%) 全都道府県より回答があった。

【団体の規模等について】

262 市、185 町、41 村、2 区(特別区)から回答が頂戴あった。回答数の構成比を見ると、市からの回答が多かった。

管内施設数について 490 件の回答を合算すると、合計 9,813 施設、1 回答あたりの平均は 20.01 施設であった。

保育児童数については、490 件の回答の平均は 1,534.68 人で、人口に占める保育児童の比率は、平均 1.84% であった。

【実施している虐待防止の対応について】

1) 間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置について実施している管内施設があると回答した市町村の数(表 3 左側)を見ると、職員への相談窓口の周知が 89 団体(回答した 490 団体中 18.16%) と最も多かった。

全ての回答を合算し、間接的防止措置について実施している施設の数(表 5 右側)を見ると、保護者への保護者への相談、指導、助言等が 1,117 施設(回答に含まれた全 9,810 施設中 11.39%) と最も多かった。

虐待対応のマニュアルを作成している管内施設があるという回答した市町村は 14 団体(2.86%) あり、回答に含まれる施設数は合計 192 施設(1.96%) であった。

【相談窓口の周知について】

職員に対して「実施している」と回答した 89 施設のうち、最も多かったのは「広報紙」の 53 施設(実施団体数の 59.55%) で

あった。

保護者に対して「実施している」と回答した 76 施設のうち、最も多かったのは「広報紙」の 51 施設 (67.11%) であった。

【障害者虐待防止のネットワークについて】

所内ネットワークの構築は 87 団体 (17.8%) で確認された。構成員の職種別内訳 (複数回答) は、保育士が 71 団体 (構築しているという 87 団体の 81.61%)、次いで事務職員が 46 団体 (52.87%) であった。医師は 23 団体 (26.43%)、看護師が 18 団体 (20.69%) であった。選択肢以外のその他の職員が参加しているという回答は 38 団体あり、29 団体 (33.33%) で保健師が参加していた。

地域のネットワークへの参加は 159 団体 (回答 490 件の 32.4%) であった。

【実施している合理的な配慮について】

合理的配慮 (①~③) について実施している管内施設があると回答した市町村の数 (表 4 左側) を見ると、最も多かったのは⑤視覚障害者向けの日常生活の援助で、23 団体 (回答した 490 団体中 4.69%) が実施していた。

全ての回答を合算し、合理的配慮について実施している施設の数 (表 4 右側) を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、244 施設 (回答に含まれた全 9,813 施設中 2.49%) で実施していた。

【虐待として訴えのあった事案について】

1) 件数について

児童の保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情があった市町村は 38 団体 (回答 490 団体の 7.76%)、無かったという市町村は 386 団体であった。

「虐待の苦情があった」市町村のうち、件数について記載のあった 16 団体の、平成 24

年度 (10 月 1 日以降) の合計件数は 12 件、25 年度は 31 件であった。(表 5)

2) 事案の要因について

要因として、児童に障害のあった (疑い含む) 事案は、平成 24 年度は 6 件、25 年度は 9 件あった。

保護者に障害のあった (疑い含む) 事案は、平成 24 年度は 3 件、25 年度は 6 件あった。

今回の調査では、児童と保護者の双方に障害のあった (疑い含む) 事案については、それぞれ計数するようにしたため、併存の占める割合は不明である。

3) 実施した対応について

平成 24 年度は相談が 10 件と調整が 8 件、25 年度は相談が 24 件と調整が 20 件であった。

4) 対応の結果について

平成 24 年度は担当課として相談を継続した 4 件と、保護者と保育所の間で和解した 8 件、25 年度は相談の継続が 6 件と和解が 22 件であった。

【地域特性について】

地域人口と保育児童数の分布を図 7 に示した。両者の間に有意な相関を認めた ($r=0.96$, $p<0.0001$)。

それぞれの中央値 (31,232 人、603 人) を用いて 4 分割し、A 群 (221 団体)、B 群 (25 団体)、C 群 (24 団体)、D 群 (220 団体) とした。

間接的防止措置について、地域ネットワークへの参加について群間に差を認めた (Kruskal-Wallis $H(df=3)=7.94$, $p=0.008$)、

合理的配慮については群間で実施率に差を認めなかった。

相談事案の経験の有無について、群間で分

布に差を認めた ($F(3,df=3)=9.02, p=0.03$) (表6)

件数については差を認めなかった。

2.平成 27 年度分の調査 (2 回目の調査)

【回答数等について】

調査用紙を 1,741 通発送し、565 団体から回答があった。(回答回収率:32.45%)全都道府県より回答があった。

【団体の規模等について】

288 市, 223 町, 47 村, 7 区(特別区)から回答があった。

管内の施設数について 565 件の回答を合算すると、合計 12,636 施設、1 回答あたりの平均は 22.36 施設であった。

保育児童数については、565 件の回答の平均は 1,709.92 人で、人口に占める保育児童の比率は、平均 2.12%であった。

【実施している虐待防止の対応について】

1)間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置を実施している施設が管内にあると回答した市町村の数(表7左側)を見ると、職員への相談窓口の周知が 84 団体(回答した 565 団体中 14.9%)と最も多かった。

全ての回答を合算し、間接的防止措置について実施している施設の数(表7右側)を見ると、職員への相談窓口の周知が 1,105 施設(回答に含まれた全 12,636 施設中 8.7%)と最も多かった。

2)相談窓口の周知について

職員に対して「実施している」と回答した 84 団体のうち、最も多かったのは「パンフレット」の 41 団体(実施団体の 48.8%)であった。保護者に対して「実施している」

と回答した 65 団体のうち、最も多かったのは「広報紙」の 34 施設(52.3%)であった。

3)障害者虐待防止のネットワークについて

所内ネットワークの構築は 89 団体(回答 565 件の 15.8%)であった。

地域のネットワークへの参加は 157 団体(回答 565 件の 27.8%)であった。

4)実施している合理的な配慮について

合理的配慮(①~③)について実施している施設が管内にあると回答した市町村の数(表8左側)を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、60 団体(回答した 565 団体中 10.6%)が実施していた。

全ての回答を合算し、合理的配慮について実施している施設の数(表8右側)を見ると、最も多かったのは⑥インフォームドアセントで、672 施設(回答に含まれた全 12,636 施設中 5.3%)で実施していた。

【虐待事案について】

1)件数について

児童の保護者から「職員から虐待を受けた」という訴えがあった市町村は 7 団体(回答 565 団体の 1.2%)、無かったという市町村は 401 団体、空欄は 158 団体であった。「受付は実施しているが事案はなかった」という回答が 402 団体、「情報を保有していない」が 140 団体であった。

「虐待の訴えがあった」市町村のうち、件数の記載はなく「事案はあったが集計は実施していない」という回答は 1 団体であった。

「虐待の訴えがあった」市町村 7 団体の、平成 26 年度の合計件数は 74 件であった。(表9)

2)事案の要因について

事案の要因として、児童、保護者に障害のあった(疑い含む)事案はどちらも回答になかった。

3)実施した対応について

平成 26 年度は相談が 8 件と調整が 71 件であった。

4)対応の結果について

件数の多かった団体では結果についての区分を設けていないとの回答であった。

【2 回の調査の比較】

前回の調査に比べて、回答した市町村の数は増えていた。前回に引き続いて今回も回答したのは 246 団体(今回の回答 565 団体の 43.5%)であった。

間接的防止措置ならびに合理的配慮の実施状況の変化について、2 回の調査に回答した 245 の市町村の回答をもとに、実施施設数の変化を見た。(表 10、表 11)

研究 5 . 保育所等における障害者虐待事案への対応に関する調査

【回答数等について】

回答数は 361 件であった。(回答回収率：22.5%)

【回答者の職種】

最も多かったのは医師の 129 人であった。(表 12)

【嘱託先・勤務先の保育施設】

複数回答で、私立の認可保育園の嘱託、あるいは勤務しているものが 254 人と最も多かった。(表 13)

【障害児の保護者から「子どもが職員から虐

待を受けた」という訴え(苦情)があった経験】

訴えを経験したという回答は 3 件(回答 361 件の 0.83%)であった。

事案のあった時期は、平成 24 年下半期が合計 2 件、25 年度が 1 件、26 年度が 1 件であった。(表 14)

研究 6 . 特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

【回答数等について】

328 校より 333 通の回答があった。(回答回収率：30.92%)全都道府県より回答があった。

【学校の種別等について】

学校の区分(児童等の障害種別)は表 15 の通りであった。重複ありで、視覚障害が 26 校、聴覚障害が 37 校、知的障害が 208 校、肢体不自由が 86 校、病弱が 37 校であった。

学校の区分(部別)は、幼稚部が 64 校、小学部が 281 校、中学部が 274 校、高等部が 277 校であった。

在籍幼児児童生徒数については、333 件の回答の平均は 111.19 人、中央値は 77 人であった。

【実施している虐待防止の対応について】

1)間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置()について実施の有無を確認していないという学校は 49 校で 14.9%であった。(表 16)

実施した学校数を見ると、教職員への啓発が 177 校(回答に含まれた全 333 校中 53.2%)と最も多かった。(表 17)

2)相談窓口の周知について

教職員に対して「実施している」と回答した 160 校のうち、周知の方法として最も多かったのは「パンフレット」の 83 校（実施している学校の 51.9%）であった。

保護者に対して「実施している」と回答した 105 校のうち、周知の方法として最も多かったのは「パンフレット」の 57 校（実施している学校の 54.3%）であった。

3)障害者虐待防止のネットワークについて

校内ネットワークの構築は 159 校（回答 333 校の 47.7%）であった。

地域のネットワークへの参加は 84 校（回答 333 校の 25.2%）であった。

【実施している合理的な配慮について】

合理的配慮(①~③)について実施していると回答した学校数を見ると、最も多かったのは③その他の接遇以外の配慮で、136 校（回答した 333 校中 40.8%）が実施していた。(表 18)

【虐待事案について】

1)件数について

保護者からの「教職員から虐待を受けた」という苦情を経験した学校は 14 校（回答 333 校の 4.2%）であった。(表 19)

「教職員から虐待を受けた」という訴えを経験した 14 校の、平成 26 年度の合計件数は 13 件であった。すべての事案について事実確認が実施されていた。(表 20)

2)事案の要因について

事案の要因については、要因に関する集計を実施していない等の回答が 10 校と最も多く、保護者に障害のあった(疑い含む)事案は 2 件または 4 件であった。(表 21)

3)実施した対応について

平成 26 年度の事案に実施した対応は、相談が 6 件と調整が 4 件であった。

4)対応の結果について

和解が最も多く、選択肢として設けた訴訟や児童等の退学といった事案は報告がなかった。

研究 7. 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源の調査

41 の事案を得た。虐待の種類は、養護者虐待が 22 例、施設虐待 9 例、使用者虐待が 10 例であった。

虐待の類型は、複数回答で、身体的虐待が 24 例、性的虐待が 4 例、心理的虐待が 17 例、放棄・放置が 7 例、経済的虐待が 10 例であった。単一の類型であったのは 21 例で、20 例は複数の種類の虐待が複合していた。

被虐待障害者の障害種別は知的障害 26 例（56.52%）、精神障害 12 例（26.09%）、身体障害 6 例（13.04%）、発達障害 2 例（4.35%）であった。

虐待の種類別に計算した人的資源に関する数値(表 1)をもとに、全事案を対象として実施した対応ごとの時間数の代表値を表 22 に示した。

数量化 類による分析の結果、施設虐待について、介入にかかった時間の合計値について、有意な予測ができた。決定係数(r^2)は 0.91 であった。独立変数に用いた各アイテムの偏相関係数は表 23 に示す通りで、性的虐待のあることと時間数の長さの間に有意な相関を認めた。

D. 考察

本研究課題では、障害者虐待防止法に関する研究として、7 つの調査を実施した。

研究 1 . 都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止センターによる機関連携の調査

人員配置及び予算については、概ね前年度と同水準を維持しつつ、増員と増額がおこなわれている様子が見えてきた。担当課が業務の一部としてセンター業務を実施している例の多いことが示されたが、とくに市町村において予算を計上していないという団体の比率は昨年度の調査より減少しており、実績を踏まえて予算化が進められたことが要因として考えられた。

法以外の事案の数は、都道府県では平成 25 年度の調査の 172 件に対し 26 年度の調査では 110 件、市町村では 25 年度調査の 885 件に対し 26 年度は 1,049 件あった。法施行直後には法制度の認知度が十分ではなく一時的に相談の増加があったことが推測され、それを差し引くと、センターへの相談件数が全体的に増加している傾向が見えてきた。

都道府県では、上位の 3 分類は前年度の調査と同じものであったが、法以外の事案全体に対する構成比をみると、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」は減少（前年度 28.49%）し、「使用者虐待のうち事実確認を行っていない事案」は増加（前年度 8.14%）したように見える。前者については養護者虐待の相談窓口が地域住民に周知されてきたことを、後者については個々の事案が持つ背景の複雑化が推測された。

連携の実施状況については、前年度調査の結果より、連携に関する行動を複数実施した団体は少なかった。もちろん、本研究で提示した機関連携の 7 つの行動がすべての事案について実施されなければならないということではないであろう。

ただし、実施した行動の種類が多いという

ことは、センターが実施する対応の多様性として評価することもできる。相談事案のその後が適切に把握されることは、虐待事案の見落としだけでなくその他の支援を要する状態が放置されることを防ぐ効果も期待される。

研究 2 . 国公立病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

障害者虐待に関する研修は、自治体が主催する研修を受講し、受講した職員が院内で二次研修を開催して職員間の周知を図る流れが想定されている。しかし、調査の結果は、どちらの研修についても実施施設は回答の 1 割に満たなかったことから、法に関する周知活動をより強化する必要があると考えた。

一方で、障害者虐待防止を目的に含むネットワークに職員が参加しているという施設は、それぞれ回答の 1 割を超えていた。ネットワークについては具体的な名称等を記入した回答ばかりではなかったことから、地域自立支援協議会のほかに児童虐待や高齢者虐待などのネットワークへの参加も回答されていた可能性がある。障害のある患者に対し虐待を行わないという職員の意識を醸成し、院内での早期発見や、自治体の実施する一時保護への協力を進めることが期待される。

次に、合理的配慮については、書類の読み上げや代筆など、視覚障害のある患者に向けた配慮が、それぞれ半数の施設で実施されていることが確認された。

研究 3 . 精神科病院による間接的防止措置と合理的配慮の調査

日本精神科病院協会の会員病院の四分の一にあたる施設から回答があった。また、実

施している間接的防止措置についても、自治体主催の研修への参加、および、院内研修の実施ともに、回答の四分の一にあたる施設が実施していた。関係者の関心の高さを示すものと考えた。

自由回答の中で、患者の家族による入院費の未払いの事案についての記載が複数見られた。いわゆる未収金の問題は各病院にて課題として取り組みがなされているところである。今後は障害者虐待の事案であるとの認識を新たに持ち、市町村虐待防止センターなど地域の機関の支援を受けて事案の解決に向かうことが期待される。

また、今回の結果から、精神科病院における患者家族による経済的虐待について、障害者虐待としてその発生件数や要因を調査し、より有効な解決策を見出すことは、新たな研究シーズと考えた。

研究 4 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の調査

今回の調査は市町村の所管課に向けて、間接的防止措置に関するものを質問した。職員への研修については、平成 26 年度分で実施した初回の調査では「児童虐待に関する研修等を実施または参加した」という回答が 10 件と最も多く、児童虐待と、今回の調査の目的としたものが区別されず回答された部分が多いと推察された。

自由回答においても、個々の意見を読むと養護者による児童虐待の話と明らかに混同して意見を述べているものが 28 件あった。

このことは、保育所等において関連する事案が無いだけでなく、施設内で処理されていて担当課まで話が上がってこないという背景があるためと考えられる。全国保育協議会の調査によると保護者からの苦情の半分は職員からの対応に関するものであり、それ

らの4分の3は保育所内で解決されているという。

そして本研究の調査が示唆するのは、市町村の所管課において障害児というと重度の障害のことを指しており、したがって障害児は園にはいないということになり、さらに、保育所内で苦情処理がされているため、実際の苦情が届きにくいと考えられる。職員が児童に対し不適切な行為を行うことは、まさに「あってはならない」ことという認識であることがうかがえる。

保育士も福祉関係者であるが、福祉関係者と保育現場とで障害の認識が異なると考えられるとしたら驚きである。保育現場の実感が行政に伝わるような仕組みづくりが必要と考える。

また、防止措置については1割未満から2割程度の実施率であった。無回答の多くが「実施状況について把握していない」回答を含むものと推測される。すなわち、回答した団体の約半数において、管内施設での各措置の実施状況について把握していないということになる。

「虐待はあってはならないことである」という考え方は、ともすると、実際に発生した事案について調査を行う際に「あの施設職員が虐待をするはずがない」「あの保育所(園)で虐待が起きるはずがない」という先入観として働くことが懸念される。また、虐待と認定した場合に対応に要する時間と労力を考えることが担当者に積極的な判断を躊躇させることも考えられる。対応に要する時間と労力を最小限にする対策として、普段からの発生予防に勝るものはない。研修に関して聞き取り調査では、全職員が認識を共有できるよう効果的な研修を行うためには、開催の予算と講師の確保、さらにより多くの職員が参加できる時間枠を確保することが課題との意見があった。

ちなみに保育士に対する研修の必要性については、幼稚園よりも保育所の方が障害児受け入れの歴史があるために、比較的保育士の理解があり、保育所側で障害の有無を認識している場合がある。今後は認定こども園が増加すると予想される中で、幼稚園がこども園の認定を取得した場合に、保育士に対するさらなる障害児理解の研修が必要になると考えられる。

2回の調査の結果を比較することで、間接的防止措置と合理的配慮に関して実施施設の割合の変化を見たところ、地域ネットワークへ参加している施設の比率が高まった地域は2割の伸びを見せていたが、減少という回答も2割弱あった。また、市町村を4つの群に分けて措置の実施状況を比較したところ、地域のネットワークへの参加について、分布の違いが見られた。実施施設の比率をみると、平均で、A群では0.18であり、D群では0.33であった。人口の多いところは施設数も多くなり、すべてに目が行き届かない等の事情が生じ、結果として実施施設の比率も低くなると考えられる。保育所等において保護者から「職員から虐待を受けた」という苦情が出る事案にはどのようなものがあるのか、より多くの関係者で情報を共有して対応を検討する必要がある。ネットワークのような場へ参加することによる利得があることは、関係者の参加を促すことになる。具体的には、施設から提供された事案が解決される経験であろう。

苦情事案を経験した市町村の割合は、表6に示すようにA群に比べてD群では約半分であった。このことは、都市部であるA群で苦情が発生する確率が高いということだけでなく、D群のような地域では保育施設の数に限られていたり地域の人間関係が密接であるぶん、実際に虐待があった場合であっても保護者が苦情として声を出しにくいと

いうことを示している。

あらためて、各市町村で管内で発生した苦情事案を集積するとともに、合理的配慮の情報共有できる仕組みの確立が課題と考える。

研究2．保育所等における障害者虐待事案の調査

日本保育保健協議会の協力を得て調査を実施した。

保育所の直接の職員ではないことから第三者の立場にあり、かつ、障害について専門家として保護者だけでなく保育士にも指導・助言し得る嘱託医等を対象とすることで、事案に関与した経験を得ることを目指したが、調査が同会会員を対象としたものとなったことで、施設長や現役の保育士等から幅広い意見を得ることができた。

研究3．特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の調査

本研究では、特別支援学校における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況について現状を調査するとともに、児童等の保護者からの苦情事案の収集を目指した。

調査では、無回答の多くが「実施状況について把握していない」回答を含むものと推測された。すなわち、回答した333校の約2割程度において、調査時点で自校の実施状況について把握がなされていなかったことになる。

障害者虐待に関する自治体研修は、現時点では学校等での事案を想定した内容にはなっていないかもしれない。しかし、虐待に気づく視点を獲得するための機会として活用されることが期待される。調査では回答のあった学校の2割で既に参加していることがわか

った。一方で、自治体研修を受けて実施する校内研修については、実施率は回答全体の1割となっており、職員への啓発をさらに実体化する機会の確保が必要と考える。

今回の調査は「教職員からの虐待」を取り上げた。虐待とは従来から用いられている体罰や不適切な指導、いじめだけではない。保護者からの虐待(養護者虐待)への気づきに加えて、職員として実施する児童への対応が虐待に当たるのではないかという目を持ち続けることが必要である。

障害者への差別と虐待は密接に関係しており、虐待の背景には多かれ少なかれ障害者に対する蔑視や差別意識が潜んでいるように思われる。特に、心理的虐待などは差別と虐待の区別をつけにくい事案が多くみられる。たとえば、「何度も繰り返し指示する」、「他の園児と異なる扱いをする」など、差別と虐待の境界が不明確な事案がある。

さらに、教育現場では指導と体罰との境界の不明確さという問題もある。いずれも障害のある児童・生徒にとっては「望ましくない対応」であることから無理に区別する必要はないのかもしれないが、差別と虐待では法による対応が異なる。虐待であれば処罰法になり、差別であれば予防的・改善的措置となる。

そこで、特別支援学校の教員は、虐待と差別、体罰と指導をどのように区別しているのか、あるいは日々の活動で意識して対応しているのかは、間接的防止措置を中心とした対応のあり方を検討する上で参考になると考える。

また、合理的配慮については、実施率は全体的に回答全体の2割から3割であった。提供する配慮の内容は在籍する児童等の特性と密接に関連する事項であり、各校が個別に対応されているものと推察した。

研究1から3によって得られた事案の内容をもとに、各職員の啓発に活用できる事案集

を作成する場合に収載すべき状況の案をまとめた。(表24)

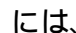
研究7. 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源の調査

本研究では記録から個人情報に触れることなく対応に関する情報のみを抽出しコストを評価することが可能であることを確認した。

虐待の類型との関連をみたところ、施設従事者による虐待事案について、性的虐待の有ることが解決までにかかる時間を予測した。一方で、多くの件数を集めた養護者虐待については、このような関連性は認められなかった。養護者虐待の事案には長期の介入を要した事案も含んでおり、他の類型に比べて事案ごとに関わる要因が異なることによるものと考えた。

わが国の市町村別の障害者数を一括してみられるデータ表は、公表される形では実は存在していない。当研究グループでは平成22年度実施分の調査から、市町村へアンケートを出す際にこの数値を収集してきた。今回、研究1で得た数値から、虐待の件数を含めて、次の2つのことがわかった。

地域人口に占める障害者数、すなわち障害者率は、本州中央部では低く、北海道と九州沖縄で高いという地域差がある。この傾向には年次変化はない。

虐待の認定件数を地域の障害者数で割った数、すなわち被虐待障害者の発生率には、のような傾向はみられない。

話をわかりやすくするため、数値をあえて誇張して説明する。たとえば、本州中央部のA市は障害者率が20%、本州以外のB町は障害者率が50%あるとする。被虐待障害者

の発生率は一定で、50%とすると、A市では地域人口10人のうち2人が障害者で、そのうち1人が虐待を受けている計算となる。

一方、B町では地域人口10人のうち5人が障害者で、そのうち2.5人が虐待を受けている計算となる。

こうすると、B町の対策が必要であることが容易に判るが、実際には、A市の地域人口という分母が大きく、地域人口100人のうち20人が障害者で、そのうち10人が虐待を受けているという数字が出てくる。我々はA市の10人という数字に注意が行きがちであるが、やはり対策すべきはB町である。事例数の絶対数にとらわれずに対策を考える必要がある。

本研究では、施設虐待に関しては、その事案に、身体的虐待があるかないか、性的虐待があるかないか、それぞれの条件にあてはめられた数字を足し上げていくと、解決までにかかる時間数を予測できるという結果を得ている。今後、新たに施設虐待の事案が発生した場合、この予測式に当てはめることで、事前に、解決までにかかる時間の目安を付けることができる。

虐待対応にかかるコストのことを考えると、A市に比べて社会資源が乏しい、また、財政の規模が小さいであろうB町の方が、同じような事例であっても解決までにかかる時間とコストは大きくなるであろう。仮に、コストが全国一定であったとしても、事案数が1件だけであったとしても、B町にとっては、虐待対応が財政に与えるインパクトは大きいということがわかる。

研究1の調査で、市町村の4割が虐待防止センターのために予算を組んでいないということが示されている。郡部町村部に対し、防止措置の必要性を訴えていけるような形での提案が必要である。

E. 結論

障害者虐待防止法について、多くの市町村では、法以外の事案に対しては他機関との連携が十分に実施されていないことがわかった。

保育所等や学校については、職員のどのような行為が虐待に当たるのか、事案を地域で集積して関係者で検討する仕組みが必要である。

医療機関については、公的な医療機関には、地域のネットワークへの参加や分離保護への協力など、さらなる努力が期待される。

虐待事案の類型と事案の解決までに要する時間との間に関連を認めた。被虐待障害者の発生頻度には地域差がないことから、市町村は予測される発生件数に応じた体制を準備しつつ、発生予防に取り組む必要がある。

障害者への虐待と差別を解決する社会体制を構築するためには、「今大きな声を上げていなくても虐待や差別を受け救済を求めている地域住民が必ずいるはずだ」という認識を関係者が共有し、窓口で虐待や差別に該当しない事案と考えられたとしても他機関と情報交換をし問題の解決まで責任を以て伴走すること、関係者は一定の様式で対応を記録し実施した対応を客観的に評価することが必要である。

参考文献

- 1) 全国保育協議会 編．全国の保育所実態調査 報告書，2008．
- 2) 三木憲明．教員による虐待．子どもの虐待とネグレクト 8(2)：213-217，2006．
- 3) 才村純，有村大士，柏女靈峰，山本恒雄 ほか．児童相談所の業務分析に関する研究(1)．日本子ども家庭総合研究所紀要第47集：181-191，

2011.

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 堀口寿広. 家族の支援における障害認識のとらえ方. 精神保健研究 28(61): 45-48, 2015.

2. 学会発表

(1)国際学会

- 1) Horiguchi T, Takanashi K, Sato S, Shiga T: Feasibility of a cost-effectiveness analysis examining interventions for abused persons with psychiatric disabilities. WPA Section on Epidemiology and Public Health -2014 Meeting, Nara, 2015.10.15-18.

(2)国内学会

- 1) 堀口寿広. 障害者虐待防止法に基づく自治体の相談窓口寄せられた障害児虐待の事例に関する調査. 第61回日本小児保健協会学術集会, 福島, 2014.6.20-22.
- 2) 堀口寿広, 高梨憲司, 佐藤彰一. 独法病院を対象とした障害がある患者への虐待および差別に関する取り組み状況の調査. 第53回全国自治体病院学会, 宮崎, 2014.10.30-10.31.
- 3) 堀口寿広, 高梨憲司, 佐藤彰一. 独法病院における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況の調査. 第68回国立病院総合医学会, 神奈川, 2014.11.14-11.15.
- 4) 堀口寿広, 高梨憲司, 佐藤彰一. 独

法病院における障害者虐待の防止ならびに差別解消に関する取り組みの状況. 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所平成26年度報告会, 東京, 2015.3.9.

- 5) 堀口寿広. 障害者虐待防止法に基づく自治体の相談窓口寄せられた障害児虐待の事例に関する調査. 第62回日本小児保健協会学術集会, 長崎, 2015.6.19-20.

- 6) 堀口寿広, 高梨憲司, 佐藤彰一. 国立大学病院等における障害者虐待防止措置および合理的配慮の実施状況. 第69回国立病院総合医学会, 北海道, 2015.10.2-10.3.

- 7) 堀口寿広, 高梨憲司, 佐藤彰一. 自治体病院における障害者虐待防止措置および合理的配慮の実施状況. 第54回全国自治体病院学会, 北海道, 2014.10.8-10.9.

3. 書籍

なし

4. その他

なし

H. 知的所有権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

謝辞

調査に対し特別にご指導ご協力を下さった先生方を記して深謝申し上げます。

研究協力者

埼玉県立小児医療センター 地域連携・相談支援センター

平野 朋美 主幹 (研究2)

公益社団法人日本精神科病院協会

河崎 建人 副会長 (研究3)

一般社団法人日本保育保健協議会(研究5)

遠藤 郁夫 会長

三浦 義孝 会長(平成27年5月から)

大阪大学大学院人間科学研究科(教育制度学)

小野田 正利 教授 (研究6)

埼玉大学教育学部(障害者虐待防止学)

宗澤 忠雄 准教授 (研究6)

関西学院大学人間福祉学部(人間科学)

才村 純 教授(研究7)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園 研究部

志賀 利一 部長(研究7)

平成 25 年度の障害者虐待の件数 (2,280 件) 厚生労働省発表

養護者虐待

1,764 件
うち、
分離事例
735 件 (単純に 41.67%)
うち、
医療機関への一時入院
13.9%

施設従事者虐待
263 件

使用者虐待
253 件

市町村の課題

「一時保護のための施設がない」
・同一市町村内にない
・近隣市町村内にない
・空きがない
・障害に応じた施設がない

障害者虐待の特徴

「高齢者虐待と違って、虐待されたなら他の施設へ、というわけにいかない」
・施設数 (事業者) が限られている
・「この施設で預かってもらうしかない」「こんな子を預かってくれるのだから良い施設 (長) だ」という家族の感情が虐待を放置する背景を生む

どうしているか? (対策)

・近隣市町村で連絡し合って融通し合う
・他の障害施設等で我慢してもらう
・ビジネスホテルを緊急措置で借りた

「公用車 (通常の乗用車) で、医療ケアの必要な障害者を移動させることになるとしたら、どう対処するのか?」

市町村の課題

「一時保護の判断が難しい」

一時保護の判断が鈍り、必要な対応が行われない事態が起きるのではないかと?

地域の虐待防止ネットワークへの参加状況

・国立病院の 9 施設 (22.50%)
・自治体病院の 39 施設 (17.65%)

どうすべきと考えるか? (市町村の要望)

・都道府県が圏域ごとに空き施設の情報を管理し、市町村からの問い合わせに応じて施設を手配する体制を整備してほしい

平成 25 年度実施研究班による調査

国立病院の 10% (4 施設) で一時保護に協力した経験ありとの回答

【提案】公立病院の空き病床や関連施設を「県の一時保護対応施設リスト」に登録する形で、選択肢の一つとして提供することは考えられないか?

・どのような状態であれば受け入れるか、などの条件を検討する

図 1: 医療機関が障害者虐待対策に協力できることの検討について

表 1: 専門職の換算時間給

専門職	換算時間給 (円)	今回の調査で同額のものとして含めた関連する職
精神科医(精神科病院に勤務)	7,498	他科の医師
看護師(精神科病院に勤務)	2,346	他の診療所勤務の看護師
精神科ソーシャルワーカー(精神科病院に勤務)	1,887	その他の医療ソーシャルワーカー
作業療法士(精神科病院に勤務)	2,144	理学療法士
その他の職員(精神科病院に勤務)	1,615	心理士
弁護士(時間単位の相談)	5,000	センターから委嘱を受けている弁護士
看護師、保健師(市職員)	2,604	都道府県庁に勤務する看護師
ワーカー(相談支援事業所に勤務)	1,034	民間の権利擁護センターに勤務するワーカー
指導員等(民間の入所施設に勤務)	1,426	
指導員等(公営の入所施設に勤務)	2,504	
市町村担当課職員	2,924	
都道府県担当課職員	2,794	
警察官	2,986	
国の機関の職員	2,352	ハローワーク、労働局職員
大学准教授	3,275	学識経験者
ホームヘルパー	1,364	
ケアマネジャー(介護支援専門員)	1,618	
高校教諭(公立高校)	2,819	高等特別支援学校の教諭

障害者率

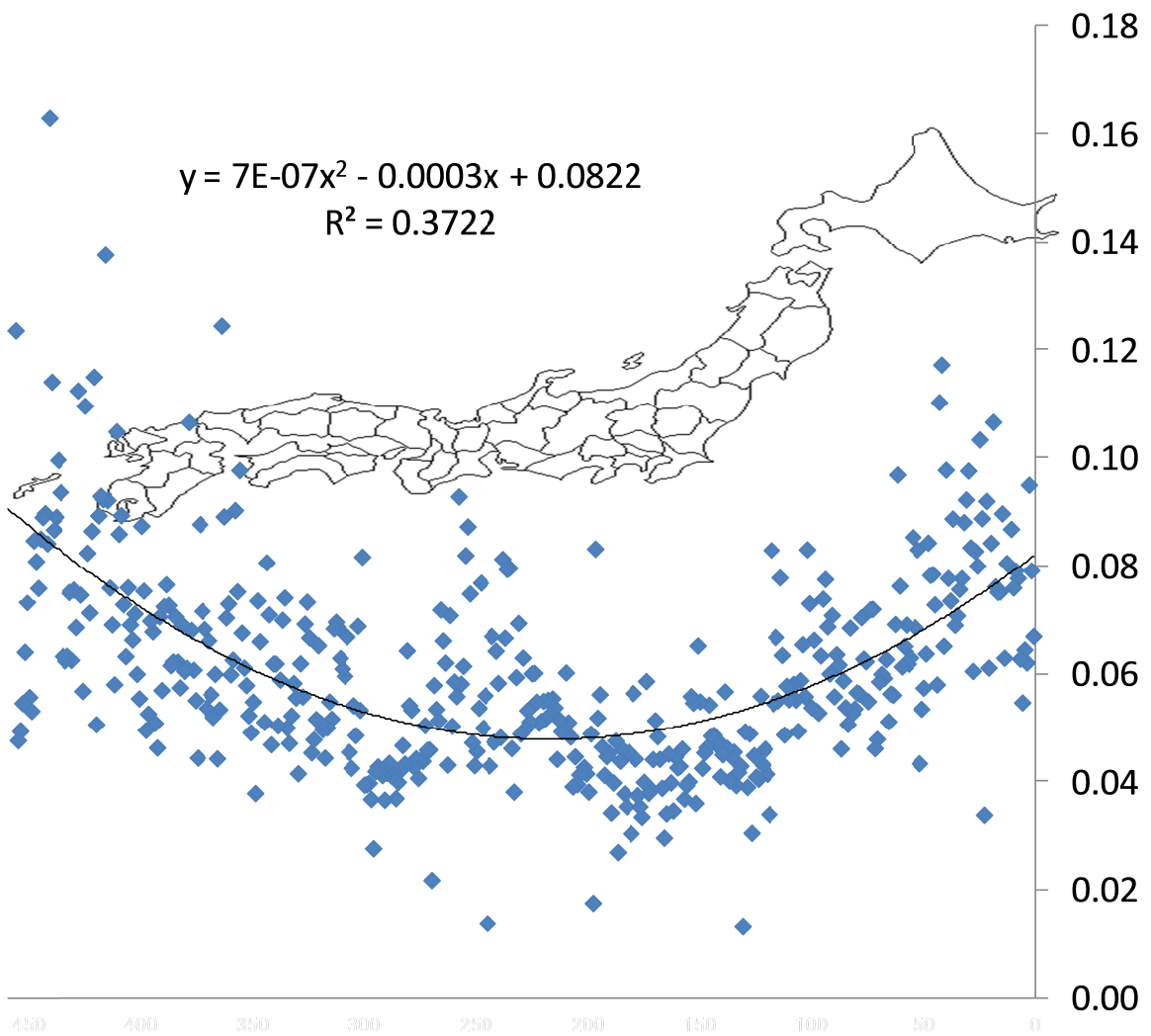


図2: 市町村の障害者率(地域人口に占める障害者の数の比率)の分布

注: 回答のあった団体の位置関係を表すために自治体コードを横軸の座標に用いて障害者率の値を並べたもの。南北のおよその位置関係をわかりやすくするために日本地図を重ねた。グラフの各点の位置と地図上の都道府県または市町村の位置は一致しない。

被虐待者頻度

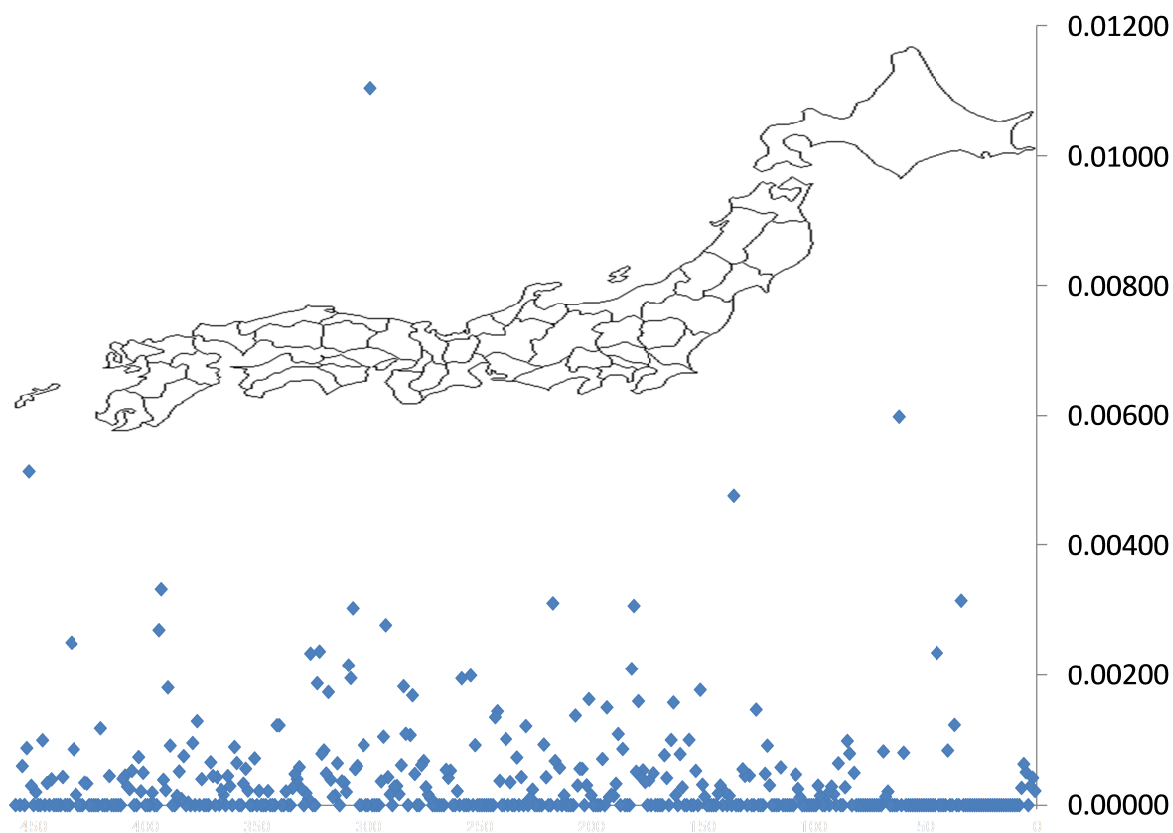
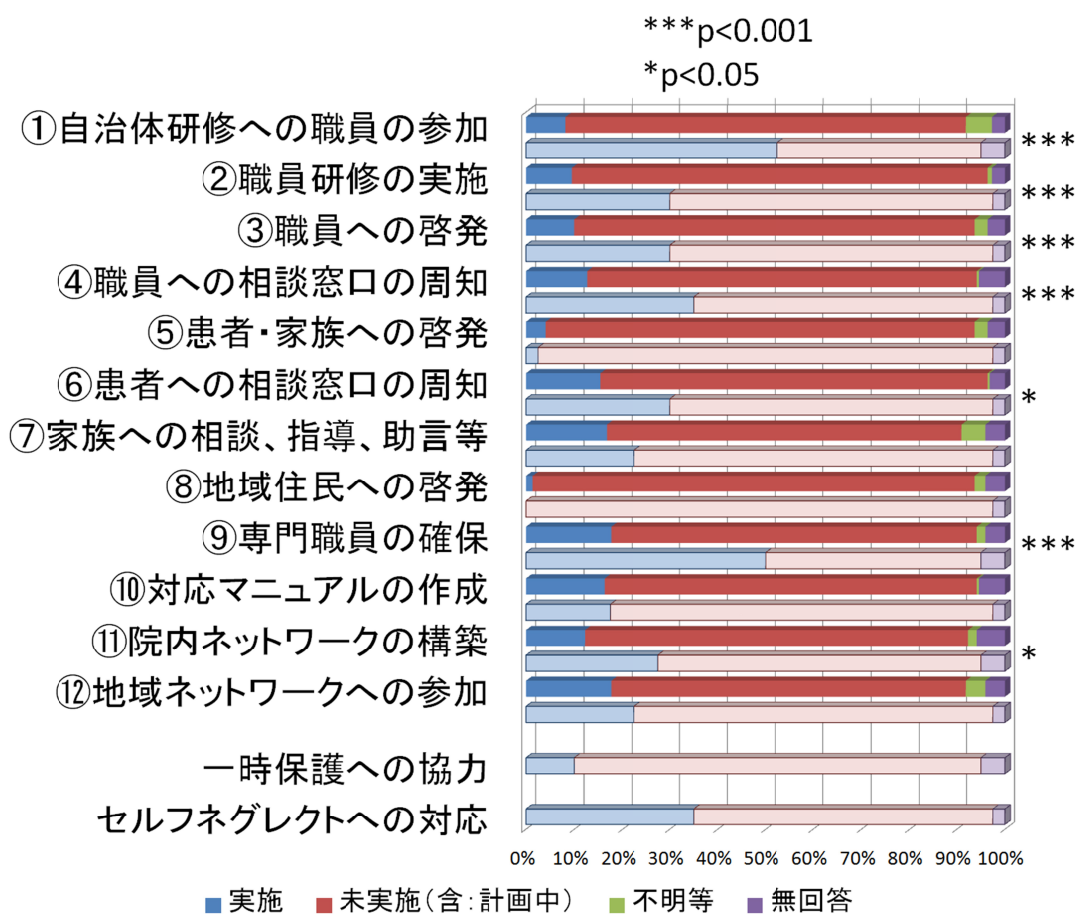


図3:市町村の被虐待障害者率(地域の障害者に対する被虐待者と認定された障害者数の比率)の分布

注:回答のあった団体の位置関係を表すために自治体コードを横軸の座標に用いて障害者率の値を並べたもの。南北のおよその位置関係をわかりやすくするために日本地図を重ねた。グラフの各点の位置と地図上の都道府県または市町村の位置は一致しない。



上段(濃色):自治体病院, 下段(淡色):国立病院等 n=40

図4:間接的防止措置の実施状況

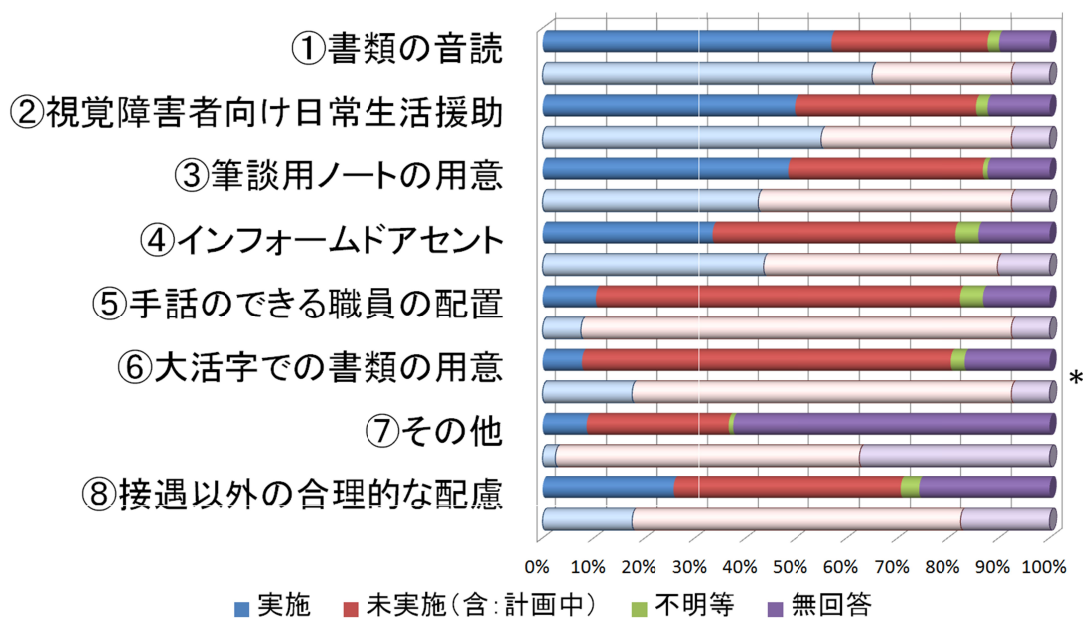


図5:合理的配慮の実施状況

表 2: 回答のあった精神科病院の規模

精神科以外を含む 総病床数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)	100 床未満	100 床以上 200 床未満	200 床以上 300 床未満	300 床以上 400 床未満	400 床以上 500 床未満	500 床以上	無 回 答
回 答	9 施設 (3.10%)	101 施設 (34.83%)	90 施設 (31.03%)	49 施設 (16.90%)	29 施設 (10.00%)	11 施設 (3.79%)	1 施 設
(参考) 精神科病床数の分布 (出典:平成 25 年医 療施設調査)	54 施設 (5.07%)	414 施設 (38.84%)	341 施設 (31.99%)	149 施設 (13.98%)	69 施設 (6.47%)	39 施設 (3.66%)	

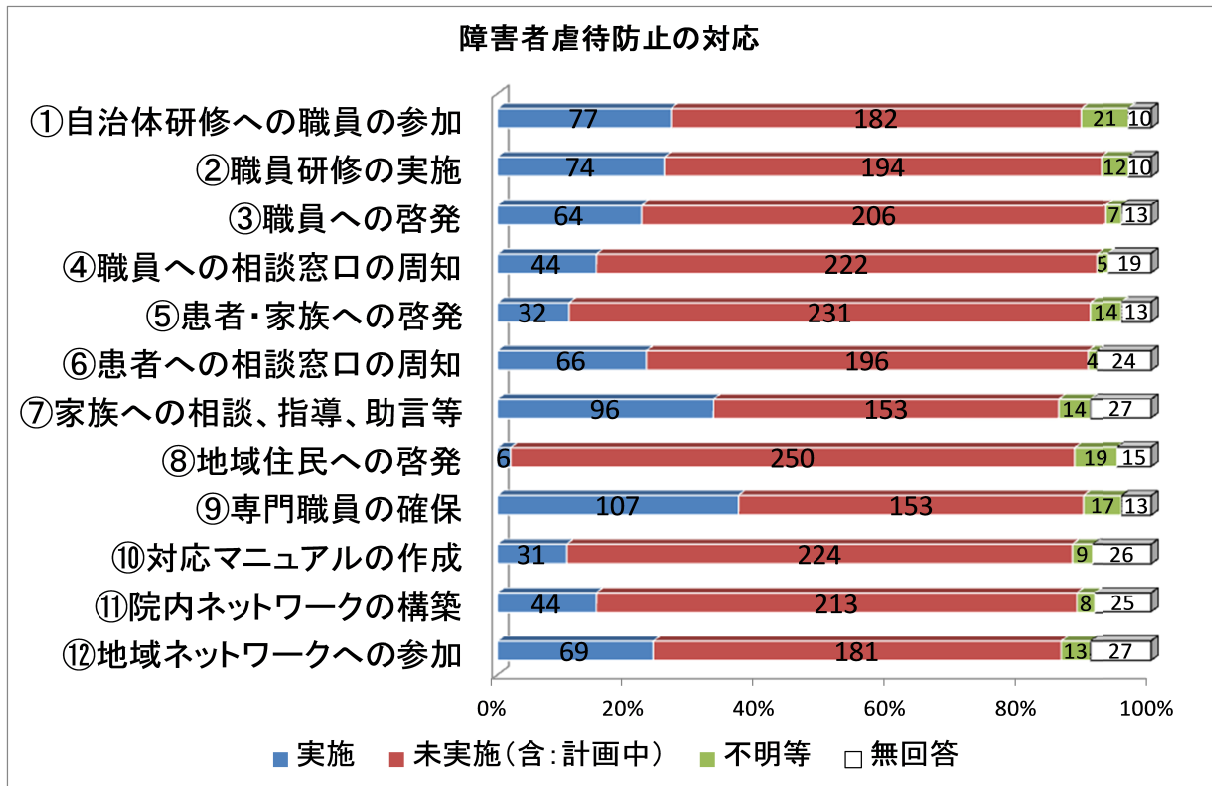


図 6: 精神科病院における間接的防止措置の実施状況

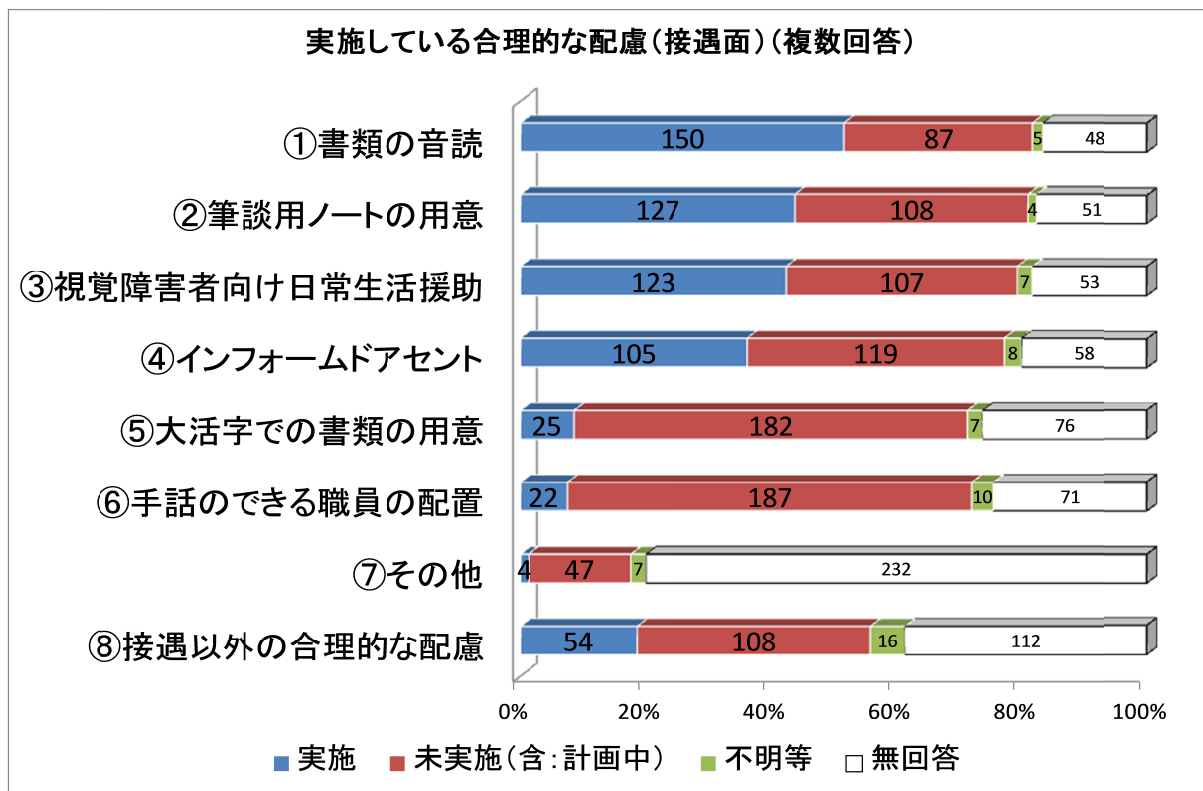


図 7:精神科病院における合理的な配慮の実施状況

表 3: 間接的防止措置の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 490)					施設数(施設)(総数 9,813)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
間接的防止措置等の対応 ^b										
自治体研修への職員の参加	38	3	158	42	252	187	9	2,054	406	7,163
職員研修の実施	41	7	162	40	247	786	10	1,536	369	7,119
職員への啓発	60	8	147	43	240	664	29	1,355	418	7,373
職員への相談窓口の周知	89	13	110	39	252	902	34	1,038	362	7,508
保護者への啓発	36	5	156	46	252	279	21	1,441	467	7,623
保護者への相談窓口の周知	76	11	118	38	258	670	30	1,146	627	7,367
保護者への相談、指導、助言等	79	6	120	33	258	1,117	23	1,241	312	7,140
地域住民への啓発	22	3	165	40	263	132	4	1,602	452	7,624
専門職員の確保	21	3	163	44	262	111	3	1,605	471	7,623
対応マニュアルの作成	14	3	170	36	270	192	4	1,933	323	7,362
所内ネットワークの構築	87	11	114	32	257	901	78	1,125	317	7,467
地域ネットワークへの参加	159	22	79	23	229	1,688	110	981	262	6,879

^a 「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b 障害者虐待防止法(以下、法と記)第30条関係事項: ~、法第6条関係事項: ~

表 4: 合理的配慮の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 490)					施設数(施設)(総数 9,813)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
合理的配慮 ^b										
①手話のできる職員の配置	6	1	137	34	313	7	1	1,419	322	8,062
②筆談用ノートを用意	18	2	122	36	314	203	2	1,225	360	8,022
③書類の音読	21	2	120	36	313	217	3	1,232	360	8,001
④大活字での書類の用意	4	1	128	34	324	105	2	1,304	369	8,032
⑤視覚障害者向け日常生活援助	23	1	113	35	319	189	2	1,142	365	8,114
⑥保護者へのインフォームドアセント	21	2	112	34	323	244	3	1,113	358	8,095
⑦その他	17	1	68	21	384	108	8	655	268	8,779
⑧その他接遇以外	74	6	79	32	305	794	19	767	315	7,934

^a 「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b 合理的配慮は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 5: 保護者からの苦情の事案数

	合計 (件)	事実確認の 実施		要因(障害の関 与)		解決に向けた対 応		結果		
		あり	なし	児童	保護者	相談	調整	継続	和解	その他
平成 24 年度	12	10	2	6	3	10	8	4	8	
25 年度	31	27	3	9	6	24	20	6	22	3

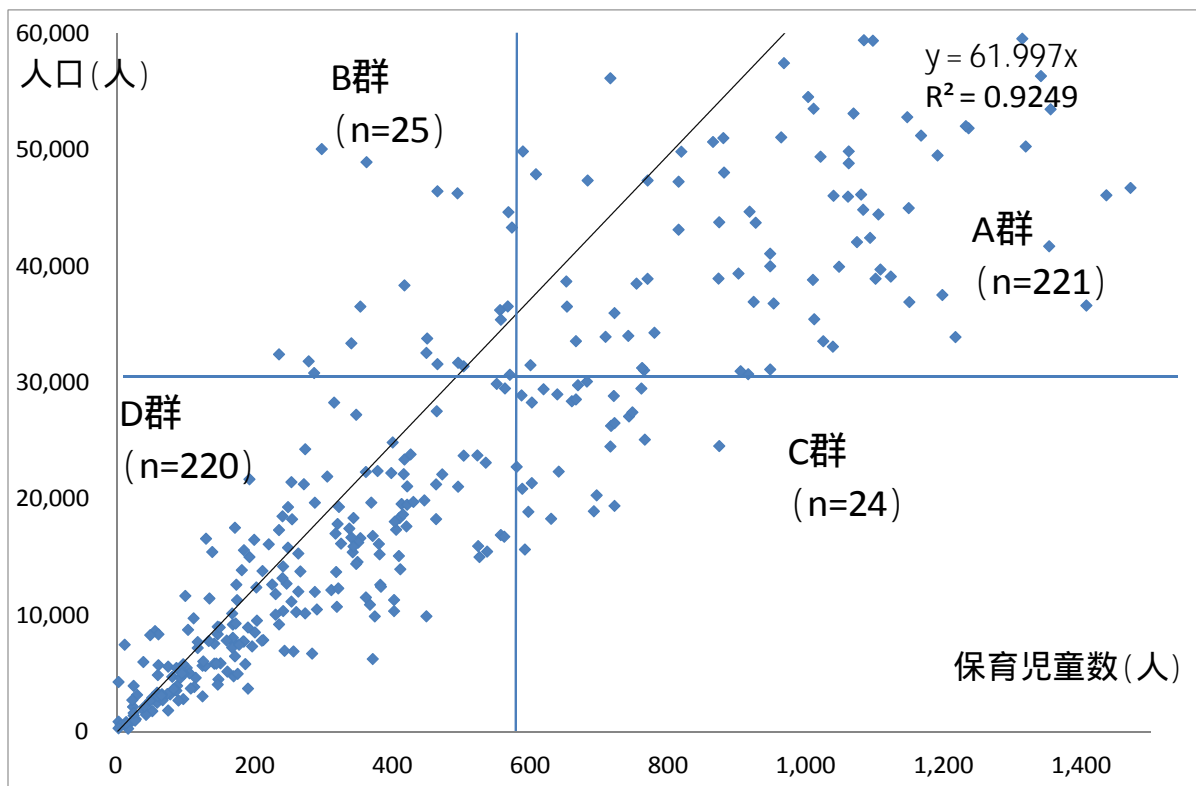


図 7：回答した市町村の人口と保育児童数の分布

青線は中央値を表す。

近似直線は切片を 0 として描出した。

注：本図はすべての回答を表示していない。

表 6：虐待相談事案の経験（団体数）

	事案あり	事案なし	合計
A 群	25 13.37%	162 86.63%	187 100.00%
B 群	1 4.55%	21 95.45%	22 100.00%
C 群	0	24 100.00%	24 100.00%
D 群	12 6.28%	179 93.72%	191 100.00%
合計	38 8.96%	386 91.04%	424 100.00%

表7：間接的防止措置の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 565)					施設数(施設)(総数 12,636)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
間接的防止措置等の対応 ^b										
自治体研修への職員の参加	32	4	145	108	344	190	4	1,299	1,713	9,434
職員研修の実施	19	4	136	94	367	111	4	1,204	1,620	9,701
職員への啓発	53	6	118	99	348	563	9	957	1,601	9,615
職員への相談窓口の周知	84	13	96	85	346	1,105	44	749	1,325	9,457
専門職員の確保	18	1	153	90	354	136	1	1,347	1,604	9,549
保護者への啓発	26	2	136	92	355	378	2	1,275	1,438	9,545
保護者への相談、指導、助言等	54	5	113	97	358	698	27	829	1,407	9,702
保護者への相談窓口の周知	65	6	97	92	354	860	43	799	1,509	9,468
地域住民への啓発	19	2	144	84	355	312	32	1,277	1,482	9,565
対応マニュアルの作成	15	4	142	94	359	448	24	1,125	1,501	9,662
所内ネットワークの構築	89	7	89	90	348	972	51	737	1,336	9,591
地域ネットワークへの参加	157	12	58	66	343	1,810	65	313	1,019	9,494

^a「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b障害者虐待防止法(以下、法と略記)第30条関係事項：～、法第6条関係事項：～

表8：合理的配慮の実施状況

回答の分類	市町村数(団体)(総数 565)					施設数(施設)(総数 12,636)				
	実施		未実施	不明等	無回答	実施		未実施	不明等	無回答
	保育所等	他 ^a				保育所等	他			
合理的配慮 ^b										
①手話のできる職員の配置	7	1	133	85	380	10	1	1,125	1,723	9,778
②筆談用ノートの用意	33	5	108	85	382	390	9	938	1,499	9,809
③書類の音読	39	4	103	87	380	389	8	912	1,541	9,794
④大活字での書類の用意	15	3	118	89	383	217	6	1,001	1,591	9,827
⑤視覚障害者向け日常生活援助	31	5	113	89	383	280	9	980	1,541	9,835
⑥保護者へのインフォrmアセント	60	5	93	88	376	672	9	788	1,450	9,726
⑦その他	18	3	42	49	474	128	8	380	982	11,146
⑧その他待遇以外	75	7	70	88	392	930	13	361	1,271	10,074

^a「実施」のうち「その他の施設」での実施について回答のあった団体数と実施していると回答された施設数

^b合理的配慮は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 9：保護者からの苦情の事案数

	合計 (件)	事実確認の 実施		要因(障害の関与)		解決に向けた対 応		結果		
		あり	なし	児童	保護者	相談	調整	継 続	和 解	そ の 他
平成 26 年度	74	74	0	区分なし 5 障害の項目なし 63 障害の関与なし 4		8	71 (左記 と重複あ り)	6	7	2
(参考)25 年度	31	27	3	9	6	24	20	6	22	3
24 年度 (下半期)	12	10	2	6	3	10	8	4	8	

表 10：間接的防止措置の実施状況の年次変化

回答の分類	増加	減少	変化なし・ その他
自治体研修への職員の参加	8 3.3%	18 7.3%	219 89.4%
職員研修の実施	5 2.0%	17 6.9%	223 91.0%
職員への啓発	17 6.9%	19 7.8%	209 85.3%
職員への相談窓口の周知	37 15.1%	8 3.3%	200 81.6%
保護者への啓発	10 4.1%	8 3.3%	227 92.7%
保護者への相談窓口の周知	14 5.7%	9 3.7%	222 90.6%
保護者への相談、指導、助言等	20 8.2%	31 12.7%	194 79.2%
地域住民への啓発	21 8.6%	19 7.8%	205 83.7%
専門職員の確保	7 2.9%	34 13.9%	204 83.3%
対応マニュアルの作成	7 2.9%	5 2.0%	233 95.1%
所内ネットワークの構築	23 9.4%	23 9.4%	199 81.2%
地域ネットワークへの参加	50 20.4%	41 16.7%	154 62.9%

表 11：合理的配慮の実施状況の年次変化

回答の分類	増加	減少	変化なし・ その他
①手話のできる職員の配置	2 0.8%	1 0.4%	242 98.8%
②筆談用ノートの用意	11 4.5%	7 2.9%	227 92.7%
③書類の音読	11 4.5%	8 3.3%	226 92.2%
④大活字での書類の用意	4 1.6%	1 0.4%	240 98.0%
⑤視覚障害者向け日常生活援助	14 5.7%	5 2.0%	226 92.2%
⑥保護者へのインフォームドア セント	22 9.0%	8 3.3%	215 87.8%
⑦その他	7 2.9%	8 3.3%	230 93.9%
⑧その他接遇以外	20 8.2%	21 8.6%	204 83.3%

表 12: 回答者の属性(資格等)

職種	医師	歯科医 師	保健師	看護師	施設 長	保育士	教諭	その 他	無回答
回答者数 と比率	129 35.7%	5 1.4%	6 1.7%	78 21.6%	81 22.4%	44 12.2%	2 0.6%	1 0.3%	2 0.6%

表 13: 回答者の属性(嘱託施設等)

施設種類	認可(公立)	認可(私立)	認証	保育ルー ム	認定こども園	その他
回答者数 と比率*	125 27.2%	254 55.2%	15 3.3%	9 2.0%	37 8.0%	20 4.3%

*複数回答のため総数 460 に対する比率

表 14: 経験した事案のあった年

時期	平成 24 年 10 月 1 日 ～ 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 27 年 3 月 31 日
合計件数	2 件	1 件	1 件

表 15: 回答のあった学校の区分(対象となる障害×学部)

	高等部	中学部	中・高等部	小学部	小・中学部	小・中・高等部	幼・小学部	幼・小・中学部	全学設置	合計
肢体	2	1	1	2	7	22	0	0	3	38
肢体・病弱	0	0	0	0	1	5	0	0	1	7
視覚	0	0	0	0	1	4	0	2	19	26
知的	43	1	0	3	15	96	2	0	2	162
知的・肢体	1	0	0	0	0	30	0	0	2	33
知的・肢体・病弱	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
知的・病弱	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
聴覚	1	0	0	1	0	0	2	8	19	31
聴覚・知的	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4
聴覚・知的・肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
聴覚・知的・肢体・病弱	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
病弱	0	0	0	0	7	15	0	0	0	22
無回答										1
合計	47	2	1	6	32	180	4	10	50	333

表 16 : 間接的防止措置についての確認の有無

全ての事項に関して実施の有無の確認を実施していない	実施の有無を確認した際に確認できなかった事項がある	左記2つの選択肢を併せて回答したもの	当該事項について実施していないということを把握している	部ごとに分けて対応しており実施の状況が異なる
49 14.9%	17 5.1%	5 1.5%	24 7.2%	1 0.3%

表 17：間接的防止措置の実施状況

間接的防止措置等の対応 ^a		実施済み(総数 333)	未実施	不明	無記入
自治体研修への教職員の参加		79 (23.7%)	162	30	62
教職員研修の実施		39 (11.7%)	201	13	80
教職員への啓発		177 (53.2%)	91	2	63
教職員への相談窓口の周知		160 (48.0%)	92	9	72
周知の方法 (複数回答)	広報紙	77 (23.1%)	6	0	250
	パンフレット	83 (24.9%)	6	0	244
	ホームページ	14 (4.2%)	15	0	304
	その他	48 (14.4%)	8	0	277
専門職員の確保		42 (12.6%)	203	22	66
保護者への啓発		74 (22.2%)	187	9	63
保護者への相談、指導、助言等		71 (21.3%)	161	33	68
保護者への相談窓口の周知		105 (31.5%)	155	21	61
周知の方法 (複数回答)	広報紙	52 (15.6%)	9	0	272
	パンフレット	57 (17.1%)	5	0	271
	ホームページ	4 (1.2%)	11	0	318
	その他	20 (6.0%)	2	0	311
地域住民への啓発		15 (4.5%)	248	11	59
対応マニュアルの作成		19 (5.7%)	244	9	61
校内ネットワークの構築		159 (47.7%)	111	4	59
校内ネット ワークの構 成員	管理職(校長、副校長等)	147 (44.1%)	2	0	184
	コーディネーター	116 (34.8%)	2	0	215
	医師(園医・学校医)	28 (8.4%)	12	0	293
	看護師	15 (4.5%)	13	0	305
	事務職員	6 (1.8%)	13	0	314
	その他	89 (26.7%)	3	0	241
地域ネットワークへの参加		84 (25.2%)	172	12	65

^a障害者虐待防止法(以下、法と略記)第30条関係事項：～、法第6条関係事項：～

表 18：合理的配慮の実施状況

合理的配慮 ^b	実施済み(総数 333)	未実施	不明	無記入
①手話のできる職員の配置	89 (26.7%)	113	4	127
②筆談用ノートの用意	84 (25.2%)	108	4	137
③書類の音読	97 (29.1%)	93	2	141
④大活字での書類の用意	67 (20.1%)	117	2	147
⑤視覚障害者向け日常生活援助	105 (31.5%)	88	5	135
⑥保護者へのインフォर्मーション	117 (35.1%)	85	8	123
⑦その他	34 (10.2%)	31	2	266
⑧その他接遇以外	136 (40.8%)	52	13	132

^b合理的配慮」は差別解消法第7条の2関係の事項(質問紙では各障害当事者との協議により選択肢を作成した)

表 19：苦情事案の受付と記録の有無

情報を保有していない (相談の受付をしていない、相談の受付をしたかどうか不明等)	受付はしているが事案はなかった (事案0件)	あった (件数は下表に記載)	事案はあったが集計はしていない	無回答
94 28.2%	206 61.9%	14 4.2%	1 0.3%	18 5.4%

表 20：事実確認の有無

平成 24 年度 (下半期)		平成 25 年度		平成 26 年度	
把握した事例のうち、事実確認をした事案	受付はしたが事実確認をしなかった事案	事実確認をした	事実確認をしなかった	事実確認をした	事実確認をしなかった
合計 2 件	0 件	11 件	0 件	13 件	0 件

表 21：事案の要因と対応、結果

	合計 (件)	事実確認の実施		要因(関与)		解決に向けた対応			結果		
		あり	なし	保護者の障害	その他	相談	調整	その他	継続	和解	その他
平成 26 年度	13	13	0	4	2	6	0	1	1	3	0
25 年度	11	11	0	2	3	7	4	0	4	10	0
24 年度 (下半期)	2	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0

表 22: 虐待事案の対応に投入された人的資源の量

中央値と範囲(最小値-最大値)

	介入した 日数 (日)	介入回数 (のべ日 数)(日)	介入のべ時間 (時間)	介入者の べ人数 (人)	のべ時間×のべ 人数の合計	のべ費用の合計 (円)
養護者虐待	17.5 (1-105)	21.5 (2-328)	36 (0.43-237.25)	51 (2-479)	92.75 (0.43-507.67)	138,701.83 (448.07- 1,470,101.50)
施設従事者 虐待	10 (2-5)	10 (3-21)	11.68 (3-48.12)	16 (6-68)	21 (8.83-92.16)	52,614.28 (16,866.00- 162,520.00)
使用者虐待	11 (3-25)	14 (4-39)	5.63 (3.67-62.75)	22 (3-67)	12.5 (8-177.5)	36,925.83 (22,206.67- 364,069.75)
全体	15	17	15.38	33	35	76,330.50

表 23: 数量化 I 類の結果

アイテム	カテゴリー	カテゴリー スコア	偏相関係数	t 値	p 値
身体的虐待	なし	3.518	0.74497	2.23349	0.08926
	あり	-7.036			
性的虐待	なし	-3.394222	0.90413	4.23215	0.01335
	あり	27.15378			
心理的虐待	なし	2.184667	0.56987	1.38699	0.23773
	あり	-4.369333			
放棄・放置	なし	-0.3253333	0.19878	0.40565	0.70576
	あり	2.602667			
定数項		15.58889			

要因	平方和	自由度	平均平方	F 値	p 値
回帰	1507.726	4	376.9316	10.12852	0.02277
残差	148.8594	4	37.21486		
全体	1656.586	8			

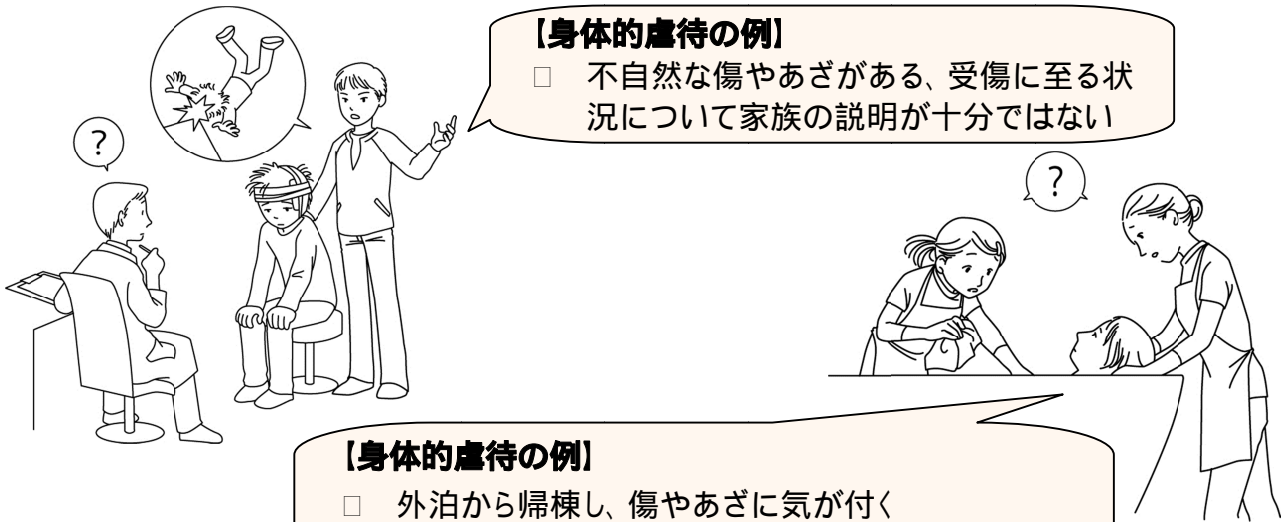
重相関係数(r)=0.95401, r^2 =0.91014, 残差標準誤差 = 6.100398

表 24：事案集において取り上げるべき状況

状況	概要	解説	対応の例
1	暴れている児童を羽交い絞めにしたり、押さえつける等する。	本人のためと思い実施した対応が、不適切な対応として外部から見られる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にどのようなときに抑制等を行うか、保護者と話し合い、計画を文書で残す。 ・ 身体拘束の三原則を資料として引用紹介する。
2	児童ができなかったことを、繰り返しさせる。	必要なことを身に着けさせようと指導しているつもりでいるが、思い通りの成果が得られないことで、職員にストレスがたまり、不適切な指導がエスカレートする 本人も繰り返し失敗させられるためストレスがたまり、自尊心の低下につながる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ できなかったことを見直し、再度試みる場合は、どの部分ができなかったのか、どうしたら良いか、複数の職員で検討してからにする。
3	本人の特徴として、しぐさや口調等を真似する。	本人の特徴を他の職員等に説明するつもりで実施する場合と、本人に向けて直接実施する場合とがある。後者の場合は、職員は冗談のつもりで実施したと説明する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は冗談のつもりであっても、本人の尊厳を損なう行為であることを自覚する。 ・ 事例検討等であれば、検討を行うこと自体を事前に保護者に説明し同意を得る。
4	「ちゃん」づけで呼んだり、幼児語を用いて話しかける。	職員は親しみを込めているつもりだと説明するが、児童に対し「○○ちゃん」と呼びかけたり、児童の年齢に不相应な言葉遣いで接する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は冗談のつもりであっても、本人の尊厳を損なう行為であることを自覚する。
5	こだわりがある児童のこだわりを妨害したり無理に制止する。	児童がいつも実施している言動について、それをやめさせようと考えて一方的に、妨害したり、無理やり止めることで、リズムを崩す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ こだわりが児童にとってどのような意味を持っているのか、なぜその場でこだわりが生じるのか再度見直す。 ・ パニックであれば落ち着くまでの時間を踏まえて対応を計画しておく。

障害者虐待防止法では、医療機関の従事者は虐待の早期発見に努めなければなりません。

医療機関で気づくことのできる障害者虐待の例



【身体的虐待の例】

- 不自然な傷やあざがある、受傷に至る状況について家族の説明が十分ではない

【身体的虐待の例】

- 外泊から帰棟し、傷やあざに気が付く
- 入浴介助の際に不自然な傷やあざ、ひどく痩せていることに気が付く



【放棄・放置の例】

- 不潔な状態で放置されている
- いつも同じ服を着せられている

④ 会計



【経済的虐待の例】

- 入院費を入金しない
- 小遣いを渡さない
- 通帳を渡さない
- 患者の障害年金等を搾取している

【放棄・放置の例】

- 家族と連絡が付かない
- 患者の引き取りを拒否する
- 劣悪な自宅環境で暮らしている

これらは医療機関で気づくことができる障害者虐待の一部を例として挙げたもので、その他にも**心理的虐待**(暴言など)、**性的虐待**(わいせつな行為など)があります。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には通報の義務があります。

相談、通報にあたり、虐待のあったことを立証する必要はありません。

相談、通報にあたり、相談、通報者の秘密は守られます。

相談、通報は、市町村の障害者虐待防止センターです。通報先や対応の方法と手順を事前に確認しておくといでしょう。

患者さんのうち障害のある方のことをさします。

. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

論文

著者	論文題名	雑誌名	巻・号	掲載頁	刊行年
<堀口寿広>					
堀口寿広	家族の支援における障害認識 のとらえ方	精神保健研究	28(61)	45-48	2015

平成 25-27 年度 厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業
(身体・知的等障害分野))
障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

平成 25-27 年度 総合研究報告書

発行：平成 28(2016)年 3 月

発行所：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
社会精神保健研究部

◎発行者：平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)))「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」班事務局

表紙デザイン・資料 カット：しもかわらゆみ

印刷：株式会社 タマタイプ

本報告書の内容の一部または全体の複写・引用については事前にご一報ください。無断での複写・転載を固く禁じます。